

「学問の自由」の相対性

—学問の自由・大学の自治・科学者集団の自律性—

*阿 曾 沼 明 裕

1. 本稿の目的
2. 検討の視点
3. 「学問の自由」の歴史的経緯
 - (1) 「学問の自由」の前史
 - (2) 狭義の「学問の自由」の形成
 - (3) 「大学の自治」の形成
 - (4) 「科学者集団の自律性」の形成
4. 制度化・組織化した「学問」の自由
 - (1) 「大学の自治」対「個人の自由」
 - (2) 「科学者集団の自律性」対「個人の自由」
5. 結論

1. 本稿の目的

今般の日本学術会議問題は、学界や識者、マスコミから、政府は学問の自由を侵害しているという批判が出たため、しばしば学問の自由の問題として理解されているが、学問の自由の問題とは別問題だという意見もある（村上 2020a, 2020b）。確かに党派性の絡む問題や手続きの問題かもしれないし、一般の人から見れば直接に学者・研究者のだれか個人の学問の自由が侵されたわけではないため、学問の自由の問題とするには違和感があるだろう。だが、学者・研究者の代表といわれているとされる組織について、個々の学者・研究者の学問の自由を守っているとされる組織のガバナンスの在り方が問われていると考えれば、学問の自由と無関係であるとは言えない。

かりに今回の日本学術会議問題が直接に学問の自由の問題ではないとしても、この機に学問の自由を再検討することには意義があろう。とくに軍事研究をめぐって、むしろ日本学術会議こそが学問の自由を侵害しているという保守派・右派からの批判があったことが興味深い。議論は錯綜しており、これをどのように

理解すべきか。そこで本稿はこの点を、「学問の自由」の相対性という観点から整理し検討する。

とはいえ学問の自由の議論は厄介である。哲学的な議論、法学的な議論、教育学的な議論など過去に多くの議論があり、その全体をここで見渡す余裕はないし、とりわけ学問の自由の議論がいつのまにか大学の自治の議論であることも多く、ややこしい。もちろん学問の自由と大学の自治は切り離せないものであるという事情も分かるが、ここではあえて別個のものとして捉えたい、そのために、本稿では、単純に「誰にとっての自由なのか」「何からの自由なのか」という観点から、学問の自由について考える。

なお、「自由」とは何かについても、例えば自律、自立、自治、自主などどう異なるのか、英語で freedom か、liberty か、independence か、autonomy か、などの論議もあるが、この論議には踏み込まない。ここでは、何らかのものからの拘束や制約が少ない独立した状態を指すと考え、ただし無制限の自由というのはなく、程度の差はあれ、そこに責任とか自制などの意味も含まれていると考える。

学問の自由を「誰にとっての自由なのか」「何からの自由なのか」という観点から捉えると、つまりその主体や何に対する（何からの）ものなのかを考えること

* 名古屋大学大学院教員

は、方向性、ベクトルを考えることであり、そこに必然的に相対性が発生する。それゆえ本稿は学問の自由の相対性の一側面を論議することになる。そして、こうした方向性の違いが生じることの要因は、後述するように学問研究が制度化し組織化したためであると考えられる。

そこで以下では、まず「誰にとっての自由なのか」「何からの自由なのか」という二つの観点について述べ、次にその観点から、「学問の自由」の形成の経緯を追い、そのうえで制度化し組織化した学問研究における学問の自由の捉え方について考える。

2. 検討の視点

学問の自由は、幅広い意味があるが、その幅広さの一つの要因は、「誰にとっての自由か」という点で多様性があるからであろう。それを組織のレベルとしてとらえれば、「学者・研究者個人」、「機関（大学）」、「学界・科学者集団」の自由があり、大きく3つのレベルが想定される。

なお、ここでは研究や教える立場を中心に考え、「学ぶ自由」の主体についてはまた別の機会に検討する。また、企業などで私有化された科学や学問は、そもそも学問の自由が大きく制限されているので外し、ここでは公有化されているアカデミズム科学を中心とする⁽¹⁾。

さて、上記のように考えたのは、学問研究に大きくかわる組織は「機関（大学）」と「学界・科学者集団」であるからである。この二つの組織は現在の学問研究でも主要な組織だが、役割が異なる。

機関つまり大学は、そこで学者が雇用され、教育研究に従事し、社会に教育研究サービスを提供するという意味で最も重要な組織である。

これに対して科学者集団は、学界、科学者共同体、科学コミュニティ (scientific community) などとも呼ばれるもので、専門分野に分かれ(専門学界)、具体的な現実の組織では各専門分野の専門学会(学協会)が相当するが、それが集まった全国規模での組織から、個別の専門学会、さらには小規模の研究会など、多様な組織レベルがある。科学者集団は、学者の準拠集団として、そこでの活動が大学教員の評価を大きく規定し、教員の教育内容や研究内容など知識を決定し、研究費配分にも影響するなど、雇用と勤務の場ではないが、人事・情報・資源(ヒト、モノ、カネ)を握るという意味でこれまた不可欠の組織である。

この二つの組織をベースに学者は活動している。

まず、「学者・研究者個人(以下「学者個人」)」に

とっての学問の自由は、最もわかりやすい、個人の「研究の自由」「教育の自由」「発表の自由」などである。学者個人が、どのような内容を研究し、どのような教育を行い、どのような研究成果を発表するのかについての自由である。

「機関(大学)」にとっての自由は、いうまでもなく「大学の自治」と呼ばれるものである。大学にとっての「学問の自由」は、どのようなプログラムを構成し、教育及び研究サービスを社会に対して行うのか、そして大学をどのように運営(経営)するのかについて大学が決定する自由があるという意味での「学問の自由」である。

「学界・科学者集団(以下「科学者集団」)」にとっての学問の自由とは、科学者集団の自律性といわれるもので、専門職業化した科学者の集団が、何が研究に値するのか、どのような知識が正当なものなのかを自律的に決定できるというものである。そこに外部からの介入があることを研究者は嫌う。

ただし、はたして大学の自治や科学者集団の自律性を、学問の自由といて良いのであろうか。いわゆる大学の自治は、学問の自由を保障するための制度的な仕組みのようなものと捉えられるのが一般的である。例えば、高木(1998, 4頁)は、大学の本質的機能である研究及び教授の自由としての「機能的自由(大学の本質的自由)」と、それを守るために、大学の法的存立形態としての「存在論的自由」とがあるとする。機能論的自由と存在論的自由を分けているが、大学の自治は学問の自由とは切り離しては考えられないというところであろうか。だが逆に学問の自由は大学の自治と切り離して考えることは不可能ではない。ガリレオ地動説の異端審問は大学とは関係ない。その意味では別物なのであろうが、実際のところ学問の自由が語られる際には大学の自治について語られることが多い(例えば、赤羽 2018)。また、今回の日本学術会議(科学者集団の代表であるとされる)の問題でも学問の自由が侵されるという議論が普通になされており、科学者集団の自律性も学問の自由の問題につながると考えられている。

そこでここでは、個人の学問の自由と、大学の自治と、科学者集団の自律性とを分けて考えるが、個人の学問の自由を「狭義の学問の自由」と考え、これに対して大学の自治や科学者集団の自律性は、「広義の学問の自由」と捉えることにする。

他方で、「何からの自由なのか」という点については、例えば国家、産業、独占資本、教会などからの自由が考えられる。国家は、しばしば学問の自由に対し

て、介入しすぎるとか侵害するとして批判される。レイセンコ事件のようなものもあるし、大学の教員人事に政府が介入するとか、今回のように科学者集団の人事に介入したとして学問の自由の侵害と批判される。産業については、典型的には研究成果の公開が制限されると、産学協同批判にあるように学問が歪められるといった批判や、大きくは独占資本への従属になるといった批判がなされる。教会も学者の思想の自由を拘束してきたと批判された。さらに言えば、ひろく社会的な風潮や常識、世界観のようなものもまた学問の自由を制限する場合もあり、そこからの自由が求められる場合もある。

こうした「誰にとっての自由なのか」「何からの自由なのか」という違いに注意しながら、学問の自由の歴史的な経緯を整理してみよう。

3. 「学問の自由」の歴史的経緯

(1) 「学問の自由」の前身

狭義の学問の自由はどこから来たのか、と言われると、普通は19世紀ドイツで定着した「研究の自由」「教える自由」「学ぶ自由」の理念が始まりといわれることが多い⁽²⁾。だが、学問を「〇〇からの自由」ととらえたときに、思い浮かぶのは「リベラル・アーツ（自由学芸）」である。

自由学芸は、古代ギリシャの学問で、ローマ時代末期に「自由七科（ラテン語で septem artes liberales）」としてまとめられた。自由というのは、奴隷が労働に従事していた古代の自由市民に許されていたもので、労働や手仕事からの「自由」であり、それらに縛られない抽象的な学問である。もともと古代ギリシャ世界では、「知識と技術の分離」、そして「知識から分離された技術を、知識の下位に置いた」という特徴があり、技術から切り離された知識が自由学芸（リベラル・アーツ、liberal arts、ラテン語で artes liberales）へと発展する（村上 1986, 77頁）。この自由学芸に対して、織物、耕作、建築、武術、料理、鑄造、商業などからなる「機械的技芸（メカニカル・アーツ、mechanical arts、ラテン語で artes mechanicae）」が、手仕事からくるものとして区別された⁽³⁾。

自由学芸は、中世大学の学芸学部や教養学部、哲学部を経てドイツ近代大学における哲学博士（Philosophiae Doctor）へとつながり、あるいはイギリスの学寮制大学の主要素へ、さらにはアメリカの大学における文理科学学位である BA（Bachelor of Arts）や MA（Master of Arts）、ドイツ・インパクトで形成された大学院での研究学位 Ph.D.（Doctor of Philosophy）

へとつながり、とくにアメリカの Ph.D. は世界的な研究学位として普及していった（阿曾沼 2014, 19-24頁）。その意味で現代のアカデミックな学問の源ともいえる。技術や応用・実用から自由であることが、抽象的な学問の形成に寄与した側面があるとすると、表立っては言われないが、学問の自由の淵源の一つであると言えるかもしれない。

他方で19世紀に学問の自由が定式化するまでに、学問の自由を妨げるようなものとして忘れてはならないのは、宗教や教会であろう。地動説を唱えたガリレオに対する異端審問が有名だが、ホワイトの『科学と宗教の闘争』にあるようなキリスト教や教会の迫害に対して、科学者が自由を求めて闘ってきたというのは、一面的に過ぎることは言うまでもない。キリスト教特にプロテスタントのエートスと科学のエートスとの関係や、神の創造物への探求という科学の信仰的動機付けへの影響、キリスト教の自然観に起因する多くの科学的要素などを見れば（古川 1989, 第2章）、自然科学の発展にキリスト教こそが大きな役割を果たしてきた側面がある。しかし、それでも個々の場面で学者の探求に制約を加えたこともあったろうし、近代科学に発展するにはキリスト教からの自由も必要であったという意味で、学問の自由と無関係ではないだろう。ただし、さらに言えば、18世紀以前の学者（哲学者）の活動は社会の中でごくごく一部のアマチュア的な営為であり、社会的に学問の自由が論議されるような時代ではなかったし、学問の自由の理念が形成されたり確立したという話ではない。

「〇〇からの自由」という点では、16～17世紀の科学革命と17～18世紀の聖俗革命が思い浮かぶ。12世紀に大学が誕生後、16～18世紀に大学は次第に停滞していくが、確立した学問（スコラ学）をベースにして大学は新しい知的潮流に乗り遅れた。16～17世紀には科学史においてニュートン、デカルト、ライプニッツなどによる科学的発見が相次ぐ「科学革命」と呼ばれる大きな変化が起きていたが、それは主としてアカデミーなど大学の外で進展した⁽⁴⁾。大学の正統派のスコラ学は、キリスト教とアリストテレスの学問をベースにしており、これに対して科学革命は、ヘルメス主義・カバラ主義、魔術・錬金術、新プラトン主義などプラトンの的であり、アリストテレス的な世界観と異にした。そのいくらか異端的な背景が新しいものを生み、科学革命をもたらしたともいえる⁽⁵⁾。科学革命は必ずしも反キリスト教ではなかったが、反アリストテレス的側面があり、大学の正統派スコラ学となじめなかった。だが、アリストテレス的な世界観やスコラ学から自由

であったことが科学革命につながったと考えられる。

さらに科学革命に続いて、17～18世紀に啓蒙主義運動が起こるが、この運動は、理性に基づき知識は進歩するものと考え、その新しい知識や考え方を一般市民に「啓蒙」し社会を変革しようとする近代化運動で、この啓蒙主義を通じて学問研究が宗教的な要素を拭い去り、ようやく現代のわれわれにつながるような科学が準備されたとされる。それを村上(1976)は「聖俗革命」とよぶ。キリスト教とアリストテレスの学問をベースとするスコラ学に対して、科学革命はプラトンの要素がみられたが、それでも反キリスト教ではなかった。しかし啓蒙主義を通じて、キリスト教的な色彩のあった科学は脱キリスト教化した現代的科学へと変貌する。汎神論的な世界像が、科学革命や啓蒙主義で合理性を尊ぶことで理神論的な世界像へ、さらに神は不要とする無神論や唯物論的な世界像へとシフトし現代科学へと発展した(古川 1989, 第5章)。いわば科学は「キリスト教からの自由」によって現代の科学へと変容した。

以上の時代は、学問の自由が論じられたわけではない。だが、職業や手仕事など実践や応用からの自由、スコラ学やアリストテレス、キリスト教の世界観からの自由といったものが科学や学問の発展をもたらしたという経験を西洋が持ちえたことは、そのあとに形成された学問の自由という考え方にも無関係ではないだろう。

(2) 狭義の「学問の自由」の形成

「学問の自由」の理念は、18世紀末までに停滞していたドイツの大学において、すでに生まれていたが⁽⁶⁾、19世紀に大学が再生するプロセスの中で確立したものである。その再生は、大学が研究機能の取り込みを通じて近代大学になったことであり、それを可能にしたのが「学問のための学問」という考え方であり、それと切り離せないのが「学問の自由」であった。

しかし、18世紀は啓蒙主義の時代であり、啓蒙主義は、脱キリスト教的な側面とともに、社会の改良に資する科学や知識の実用主義的な側面を強調する傾向にあった。ドイツでも18世紀に大学に少なからぬ影響を与え、ゲッチンゲン大学のように近代科学や国家運営に資する官房学をカリキュラムに取り入れるなどの改革をもたらした。しかし、それはごく一部であり、全体としては旧体制然として停滞し(古川 1989, 113-16頁)、18世紀後半には大学廃止論が出る状況であった。このような時代に「学問のための学問」が何故力を持つに至ったのか。啓蒙主義はドイツに不思議な効

果をもたらした。

そのきっかけとなったのは、啓蒙主義を背景としたフランス革命への幻滅であり、またドイツの強国プロイセンが19世紀初めに普仏戦争に敗北してしまったことである。敗北したドイツではナショナリズムが高まるとともに、フランス流の実用主義的な啓蒙主義へ反発や、実用主義的なグランゼコールなどの専門学校主義への反発が、ドイツ独自の大学における学問の理念を形成・確立することになる(成定 1982, 古川 1989)。

すでに18世紀末にはカント、フィヒテ、シェリングらのドイツ観念論哲学に基づく教養主義的な学問観があり、普仏戦争敗北後の文化国家建設のために、プロイセンでは、文部大臣フンボルトを中心に、そうした学問観を基礎に新しい大学として1910年にベルリン大学が創設された。ドイツ理想主義(新人文主義、ドイツ観念論、ロマン主義など)を背景に、実用的な学問(パンのための学問)ではなく「純粹の学問」の重要性を強調しつつ、学問の体系性や有機的統一性の重要性、真理探究を通じた人格形成(陶冶)、学問による教養の重要性を強調する、独自の学問(ヴィッセンシャフト, Wissenschaft)観が形成された(セルスキー訳書 1970, 第3章, 高木 1998, 第一部の序, 古川 1989, 116-20頁)。

ただし、この教養主義的な学問観は自然科学と単純につながるものではなかった。しかも結果的にドイツの近代大学の興隆を現実的なものにしたのは自然科学系の研究機能の隆盛であった。これをどう考えればいいのか⁽⁷⁾。

もともとドイツ理想主義的な教養主義は大学の人文的教養主義であって、啓蒙主義を背景にその実用性を主張してきた自然科学(自然哲学)は批判の対象となるものであった。それにもかかわらず人文的学が自然科学を取り込むことができたのは、19世紀に自然科学者が教養主義を取り込んで、自然科学的教養主義を主張したからであった。この動きは数学に始まり、科学の他分野に広がっていくが、それは自然科学にとっては大学における位置を確保するのに必要なことだった。佐野(1989)の表現では、「自然科学者は人文主義者との『戦い』では自然科学の教養性を主張し、実用主義者との『戦い』では自然科学の実用性を主張した」(35頁)。こうして「教養主義と実用主義を統合した科学イデオロギー」が形成され、科学研究が大学に居場所を得ることになり、それがドイツの大学を世界の学問の中心地に押し上げることになった⁽⁸⁾。このプロセスで中心的な位置にあったのが「学問のための学問」という考え方であった。

この教養主義的な「学問のための学問」の導入は哲学部を中心に行われた。哲学部は、12世紀に大学が誕生したときに、神学部、医学部、法学部という上級3学部で学ぶための準備教育としての教養（つまり、リベラルアーツ）を学ぶ学芸学部、教養学部として置かれたものが、ドイツで哲学部となったものである。そのドイツでは19世紀に哲学部が昇格、他の3学部と并列となり、神学部ではなく哲学部こそが大学の学問の中心に位置づくものとされた。これは理念だけから可能になったわけではなく、実際にはドイツで大学の教養課程が中等学校であるギムナジウムに移ることで大学が専ら専門教育を行う機関となるとともに（鳥田1990, 219頁）、中等学校の拡大で教員需要の高まることで、その養成機関である専門学部としての哲学部の地位向上と拡大がもたらされたからであった。この哲学部は日本的に言えば理学部と文学部で構成されるような学部（アメリカでは文理学院カレッジ、college of arts & sciences）であり、哲学部を中心に研究活動と研究人材養成が行われ、それがアメリカの大学院へと発展する。

「学問の自由」の理念は、この「学問のための学問」と切り離せないものであった。つまり国家や社会に役立つ実用的な学問ではなく、「純粋な学問」を行うには、国家や社会から独立して行う必要があり、そこには自由が必要とされた。「研究の自由」だけでなく、大学は「教える自由」「学ぶ自由」が保障されるべきであり、国家や社会から独立してひたすらにヴィッセンシャフト探求の場であるべきとされた。同時にいわゆるフンボルトの理念である、教育と研究の統合という考え方を生んだ⁽⁹⁾。国家の介入や社会の有用性に影響を受けることなく、純粋に学問研究を行うことこそが結局は社会に貢献する成果を生むのであり、なおかつそうした純粋に学問研究を行う教師の下で受ける教育こそが重要だというものであった。

こうしてドイツで近代大学が生まれ、それが新たな大学モデルとして世界に伝播していくわけだが、その近代大学の特徴は研究機能が大学に取り込まれたことであり、「学問のための学問」という考え方をテコにして可能であった（啓蒙主義からくる実用主義だけでは近代大学は形成されなかったであろう）。シンプルなプロセスではなかったが、結果的に「学問のための学問」と「学問の自由」の理念を普及させることになったといえよう。かくて「教授（や学生など）個人の」「国家や社会からの」自由⁽¹⁰⁾という意味での学問の自由という考え方が広がった。

（3）「大学の自治」の形成

他方で、大学の自治は12世紀の大学の誕生（組合、団体法人）にむすびつけられることが多い。ただしこの大学の自治的運営は、学問の自由とはほとんど関係なかったと言われる（斎藤2018）。上述したように狭義の学問の自由という概念は19世紀に定着するのであり、この時代の大学の自治は、法人団体組織としての自治的な運営のことであった。

中世大学の誕生の背景には、12世紀ルネサンスに代表される知的覚醒（アリストテレス）、知識さらには知的専門職への要請の高まりなどとともに、中世の団体意識による組織化の流行があった。都市の発展に伴い同業組合（ギルド）の結成が流行、生徒もまた例外ではなく、大学も学問のギルドとして形成された。

生徒たちは教師を求めてヨーロッパ全土を遍歴・放浪したが、都市ではよそ者であり、生徒の宿舍の家賃等をめぐって紛争が起こることがしばしばあり、学生と教師は共通の利害から徒党つまり生徒組合結成の動きが進んだ。生徒と市民との間の紛争は殺傷事件にまで及ぶことがあり、「タウンとガウン（town vs gown）との争い」が頻発した。都市で事件を起こした生徒が都市の法律で裁かれないように、生徒たちは教皇の権威を背景に、俗人生徒も聖職者の特権を得て、世俗の（都市又は領主）の裁判権から免除され、治外法権を獲得できるようになる（鳥田1990, 10-4頁）。

大学を構成する組織には学部と国民団があり、国民団の長であるレクトルが学長になっていくが、「ユニヴェルシタスが対外的に強力でありうるためには、その成員に対する統制力が強くなければならない。レクトルの裁判権はこの要求から生まれてくる」（鳥田1990, 19頁）。つまり対外的な自治と同時に強い内部統制をもった。こうして大学は、世俗権力と教会のはざままで、「教会によって権威づけられ、世俗的支配者から容認された自治組織」（ベン＝デービッド訳書1974, 62頁）として始まった。

しかし、もともと自然発生的でコスモポリタンの自治組織である大学も、次第に教会や世俗権力による大学設立で占められるようになっていく。とくにルターの宗教改革、宗派間の争い等を経て、大学は個々の宗派のために存在する宗派的大学へと変容し（鳥田1990, 第2章）、個別宗派による拘束が強くなった。また、全ヨーロッパ的な教会の力が失われるのと逆に、主権国家の形成で国家統制が強まるにつれ地域大学へと変容、世俗権力からの自由も減じていくことになる。

イギリスでは有資産法人としての大学の性格が残る

が、ヨーロッパ大陸の国々では国家の統制が強くなっていく。金子（2010）は前者を「コーポレート型」、後者を「国家施設型」の大学と呼んだ⁽¹¹⁾。上述したような大学の変容、正統派スコラ学の偏重、本務であるはずの専門職教育の形骸化もあって、大学は停滞に向かった。

その再生をきっかけに、中世大学の自治と異なる大学の自治が形成される。興味深いのは、19世紀ドイツにおいては学問や大学の自由が強調されつつ大学が再生するが、それは国家的施設あるいは建造物（高木1998）として国家に後押しされながら（統制を受けながら）生まれ変わったことである。当然ここには矛盾が存在する。

ドイツの大学が隆盛を極めた理由の一つは業績主義的な人事が行われたことだが、その際に政府官僚がしばしば介入し、停滞しがちな人事システムを活性化したり、予算措置などを行った⁽¹²⁾。研究機能の活性化にとって効果的であった官僚の関与であったが、大学の国家への奉仕を求める政府による「大学への介入は増え、大学教授の政治的発言や、不適切な学説の発表や講義を行ったことを理由にした教授陣の追放や解任という事態が頻発した。（中略）こうした中で、初めて学問の自由を根拠として、大学人の研究・教授の自由を主張し、さらにそれを制度的に保障するための措置として大学の自治の獲得を目指す運動が展開されてゆくことになる」。「ドイツにおいては、やがて教授たちの研究・教育の自由、大学教授の任用を学者集団が自ら決定する人事権、学長・学部長を大学人の選挙で選ぶ慣行、一方では学生の側に学習の自由（転学の自由）を認める独特の大学自治制度が確立して行くことになる」（斎藤2018、11頁）。

他方で、興味深いことに、イギリスの大学とその後継ともいべきアメリカの大学では、こうした「大学の自治」の要求は必ずしも大きなものにはならなかった。中世の大学の誕生時の団体法人としての大学の自治はアングロサクソンにコーポレート型の大学として引き継がれ、そこではいわゆる「大学の自治」の要求はおこらず⁽¹³⁾、むしろ大学誕生時の伝統から離脱した国家施設型の大学において、「学問の自由」とそれを背景にいわゆる「大学の自治」が起こったわけである。もう少し言えば、コーポレート型の大学では政府からの独立性が高いので、対政府の「大学の自治」を強調する必要がなかったが、これに対してドイツでは国家施設型であるが故に国家統制に対する「大学の自治」が強調されたといえよう⁽¹⁴⁾。

以上のことは、中世的な団体・法人としての「大学

の自治」とは違う形で、19世紀ドイツの国家施設型大学であるがゆえの「大学の自治」の考え方が形成されたことを示す。その結果19世紀的大学の自治は、「政府からの自由」という色彩の強いものであった。

この形式の「大学の自治」の考え方が、戦前の日本にも受容され、澤柳事件や滝川事件などが起き、対政府に行使される、教員人事を中心とする大学の自治、教授会自治をベースとする学部自治という意味での大学の自治の考え方や慣行が定着してゆくことになる。

（4）「科学者集団の自律性」の形成

学問の自由の理念が定着し、近代的な大学の自治が形成された19世紀には、学問や科学そのものが大きく変容した。科学の制度化、科学の専門職業化といわれるもので（中山1975、古川1989、村上1994等）、それ以前のアマチュア的な科学活動が専門的職業として確立していく。自然哲学者に替わって、研究活動で生計を立てる専門的な職業人としての科学者（scientist）という言葉が使われるようになったのも1834年頃からである（古川1989、128-132頁）。

自然哲学者たちは、互いの研究を促進しなおかつ社会の中で確固たる地位を得るために互いに結束し合うようになった。「19世紀になると専門職業家としての科学者の自覚に至った人々が、社会における科学の必要性、役割をキャンペーンする運動を押し進めた」（吉田1980、134頁）。そのための組織として、1822年にドイツ自然科学者・医学者協会 GDNA、1831年にイギリス科学振興協会 BAAS、1833年にフランス科学会議（1872年フランス科学振興協会 AFAS に改組）、1848年にアメリカ科学振興協会 AAAS、1907年にイタリア科学振興協会 SIPS 等、各国で全国レベルの圧力団体、職能団体が作られていく。こうした分野を超えた科学者集団の団体だけでなく、19世紀には、科学の専門分化が急速に進展し、各専門分野に、今日につながるような専門学会が次々と設立された。他方で上述したように大学が研究活動の場となると同時に後継者を養成する場として機能し始めた。

こうした科学振興協会、専門学会、研究後継者養成などの科学の諸制度が整えられ、現代の科学研究に直結するような、社会制度としての科学が確立したことが19世紀の大きな変化であった。

この科学の専門職業化、制度化は社会における科学者集団の自律化を意味した。「専門職業化は専門家集団が外部に対して何らかの社会的便益を提供することと引換えに、一定程度の自律性を獲得するための一つの方策で」あり、「専門職化を通して社会的正当性を

獲得する道を受け入れたことにより、科学者達は、知識を他のものと交換する『交換原理』が科学においても妥当することを暗黙のうちに承認したのである」（ギボンズ&ワイトロック訳書 1985, xviii 頁）。

とくに自律性が問題となったのは、しばしば最も大きなスポンサーとなりがちな政府からの自律性であった。例えば、アメリカで1863に設立された全米科学アカデミー（National Academy of Sciences）に、1916年、全米研究評議会（NRC-National Research Council）が創設され、アメリカの科学政策に大きな影響を果たすことになるが、当初は財政的支援も含めて国家の関与を排除することに意が傾けられ、1920年代までに科学界、大学、企業、慈善団体などの民間の科学エリートたちによって実質的に連邦の科学政策が決められるという構造が作りだされた（Geiger 1986, p.100）。

また、第二次世界大戦前には、社会主義的な「科学の計画化」とそれに対する反論の論議がなされた。1930年代には、政治的・経済的に深刻な時代で、資本主義の下ではなく社会主義体制の下でのみ科学の発展は可能であるとして、科学の計画化が主張された。『科学の社会的機能』（1939年）を著した J. D. バナールが有名だが、これに対して『自由の論理』の著者で自由主義者の M. ポラニーは、「科学共同体」（the scientific community）という概念を打ち出し、科学はそれ独自の目的のために行われる価値があり、科学の自由、学問の自由、そのための科学者集団（科学共同体）の自律性が保証されるべきとして、科学の計画化に反対した。ポラニーは、歴史的に長い闘いのなかで得られた西洋の自由社会の範例としての「科学共同体」があり、その科学の計画化に対してその自由（自律性）を守らねばならないと考えた。同様の発想は、のちに、ポラニーの科学共同体の概念を発展させて科学者集団の社会学を作り上げた科学社会学の R. K. マートンにもあてはまる。

しかし、その後、科学者集団の自律性の主張がありつつも、現実には科学者は戦争に動員されることになり、結果的に戦争に貢献することになっていく。広重（1973）の「科学の体制化」である。戦前の戦争への協力に対する反省は、敗戦国である日本でとりわけ強く、例えば日本における戦後民主主義科学、国民的科学、日本学術会議を生む要因の一つとなり⁽¹⁵⁾、その政府に対する批判的な独立志向は、戦後科学者集団の自律性の強調へとつながるものであった⁽¹⁶⁾。

4. 制度化・組織化⁽¹⁷⁾ した「学問」の自由

以上、狭義の学問の自由、広義の学問の自由として大学の自治、科学者集団の自律性の形成を見てきた。それぞれのレベルで、社会や国家や教会や社会的思潮からの自由が指向されてきたもので、今後もそれぞれが拡大し、その自由が侵害されないようになれば良いと考えればそれで済むが、話はそれほど単純ではない。

(1) 「大学の自治」対「個人の自由」

大学の自治のもとで、大学が学者個人の自由を拘束するという場合があり得る。12世紀に大学が誕生したときにすでに、大学は都市や世俗領主に対して自治を獲得すると同時に学徒に対して内部統制を強めた。ただし、先に述べたようにこの時代に学問の自由の論議が高まったわけではない。

その後19世紀にはドイツで国家施設型の大学で大学の自治が学問の自由を伴って再構築されたわけだが、コーポレート型のアメリカの大学ではドイツで起きたような、政府からの自由という意味で大学の自治の方向へは進まなかった。何が起きたのか。

アメリカの大学は、17世紀の植民地カレッジに始まるが、この植民地カレッジ時代に大学を理事会が統治するというスタイルが確立する。「学外者管理の本質は、法的には教授陣ではなく理事者がカレッジないし大学を構成するという点、さらに法的には彼らが教師を採用したり解雇したりすることができるし、大学を管理するほとんどの決定を彼らが下せるという点にある」（ホフスタッター訳書 1980, 167頁）。こうしたスタイルになった要因として、植民地アメリカでは中世の大学の誕生時にあったような世俗権力と教会権力の拮抗・対立がなく、俗人の信徒（理事会）が教会を管理したごとく、大学で教育者以外の理事からなる法人組織が管理を始めたこと、大学は共同社会（コミュニティ）による乏しい資金で創設されたためコミュニティの管理を排除できなかったこと、自治を担うべき専門的教師が乏しく地位が低かったこと（ホフスタッター訳書 1980, 168-74頁）、などによる。

そのようなアメリカでも、19世紀にユニバーシティ化が進行するのにもなって、大学に研究機能が導入されると、狭義の学問の自由が次第に浸透していった⁽¹⁸⁾。加えて20世紀にはアメリカでの学問の自由の普及は、民主主義の思想の興隆を背景に、言論の自由や知る権利など市民の自由の権利の一部として広がった側面があった。しかし、上述したように、大学教員は

被雇用者という側面が強く、理事会や執行部には学問の自由という意識は低かった。加えて19世紀末からの数十年に実業界からの寄付が増加、実業界が理事会を通じて大学に大きな影響を及ぼすことになり、教員の反発の要因が増大した(メツガー訳書 1980, 第9章)。その結果アメリカの大学では「学問の自由」の問題は、大学外との関係よりも、大学の中での経営サイドと教員との間での関係が主たる舞台となった。

教授たちは自己防衛のためにアメリカ大学教授連合(AAUP)を結成し⁽¹⁹⁾、大学に対して専門性の範囲内という限定付きではあるが自由な探求と係争中のアイデアについて教授できるように要求した。とくに大学教員の学問の自由を守るには、雇用者である大学理事会から教員の雇用を守る必要がある。そこで1940年にアメリカ大学教授連合とアメリカ・カレッジ協会(AAU)との共同でなされた「学問の自由とテニユアの諸原則に関する宣言(Statement of Principles on Academic Freedom and Tenure)」などを経て次第に、テニユア(終身雇用)制が浸透していった(Brown II and Baez 2002)。

さらに、カレッジの規模の拡大によって、教員数も拡大、大学では専門分野の近い教員からなるアカデミック・デパートメントが形成され、大学院の形成や研究機能が発達するにつれて、専門分野、ディシプリンが大学の中で重要な位置づけになり、意思決定組織としてのデパートメントの役割が拡大し、大学運営上重要な組織となっていく(阿曾沼 2014)。そして理事会とその執行部による大学の管理運営でも教員サイドが自分たちの立場を反映させようと努力を続け、特に研究機能が活発で自由を求める傾向がより強い有名大学を中心に、しだいに管理運営や経営に教員も(評議会や委員会を通じて)参加するいわゆる「シェアド・ガバナンス(shared governance, 分担統治)」が行われるようになっていく⁽²⁰⁾。

こうしてアメリカでは、ドイツで起きたような、対政府の大学の自治ではなく、理事会や執行部に対する個人の学問の自由の問題が中心となった。主体が「大学」ではなく教員「個人」であり、「政府からの自由」ではなく、「大学管理サイドからの自由」であるという意味でドイツとは異なる⁽²¹⁾。

ところで、日本においてもこの問題は近年重要な問題となりつつあるように思われる。先に述べたように、もともと日本における学問の自由や大学の自治は、19世紀ドイツで形成された国家施設型あるいは営造物を基礎にしたタイプのもので、政府(や産業界)に対する学問の自由、大学の自治である。大学の理

事会や執行部による強力な経営があるわけではなく、個々の教員・講座を基礎にした教授会自治であるため、教員が大学の理事会や執行部に対して学問の自由を主張するというようなものではない。

しかし、政府の高等教育財政のひっ迫や18歳人口の減少による大学淘汰の状況下では、経営の効率化が必要とされ、学士課程プログラム改革など全学で取り組まねばならない課題も増えたことによって、大学の経営的な自律性や大学中央のリーダーシップを強化する傾向が強まってきた。国立大学の法人化や私学も含めた大学ガバナンス改革が行われ、教授会自治が後退、(私学の)理事会や(国立の)執行部の権限強化で、相対的に見れば個々の学者の権限は実質的に低下してきた。講座や教授会による教員人事に対しても大学執行部がかなり関与するようになってきた。こうして日本でも、アメリカ的な教員「個人にとっての」「大学に対する」学問の自由を意識せざるを得ない状況になりつつある。

(2) 「科学者集団の自律性」対「個人の自由」

他方で社会の中で一定程度の自律性を獲得した科学者集団⁽²²⁾が学者個人の自由を拘束する側面もある。

専門職業化を経た科学者集団の果たす役割の一つは、知識の正当化である。知識は散発的にあちこちで生み出されるが、淘汰される。そしてどの知識が正当なのかを決めるのは個人ではなく、専門分野の科学者集団である。アマチュアの天才が大発見をしても、それが科学者集団で認知され、一定の手続きを経て共有されなければ、正しい知識とはされず、自己満足に終わらざるを得ない(学者としても認知されない)。具体的には専門分野の専門学会に入会して、そこで研究の成果を発表し、あるいは学会誌に投稿し掲載されることでその成果はより確実なものとなる(学会誌だけでなく、商業誌である学術雑誌、学術機関の紀要もある)。論文を投稿すると、科学者集団の有力者で構成される編集委員会が査読(審査)を行い、論文の掲載を決定する。いわゆる同僚審査(ピア・レビュー)と呼ばれるもので、このプロセスを経て知識は科学者集団内部で共有され、維持される。これが「ジャーナル・システム」である。こうした意味で科学者集団は素人排除機能があり、専門的な学者であるためには、学界のそうしたルールに従わざるを得ない。

このように知識は自然に存在するものではなく、科学者集団が知識(body of knowledge)を維持している。科学者集団の保有する知識に新たな知識を付加するのが科学者の役割であり、そこに学者が研究を行う動機

がある。学者にとっては、研究の「独創性(originality)」がジャーナル・システムなどによって科学者集団で認められること（「認知」）が報償であり、この認知獲得が職業的な地位の獲得や昇進、給与の増額、研究資源の獲得（研究費の増額）を可能にしてくれる。この独自の評価システムがあり、学者は認知を求めて熾烈な競争を展開する（「先取権獲得競争」）。その結果科学者集団内に階層構造が形成される。だが、過剰な競争は、研究上の不正行為（捏造、剽窃、改ざん等）を招くこともある。その場合は、不正を行ったことが科学者集団で負の評価を与えられ、実質的な制裁となる。社会に対する責任もあるので科学者集団は不正行為に対する対策、自浄作用を求められ、それは研究者個人の統制につながる。

科学者集団は研究の方向も左右する。クーン（訳書1971）の唱えたパラダイム（paradigm）は「一般に認められた科学的業績で、一時期の間、専門家に対して問い方や答え方のモデルを与えるもの」であり、科学者集団で形成・維持される。つまり何が研究課題として研究すべきかを決めるのは科学者集団である。そのパラダイムに依拠して行われる研究は、「パズル解き（puzzle solving）」であり、その営みは通常科学(normal science)と呼ばれる。学者は普段は通常科学の営みに従事するが、その際パラダイムを無視すると、科学者集団でも評価されないことも多々あり、パラダイムを気にしなければ研究者としてやっていくことは難しい（評価されない）。

しばしば好奇心駆動型研究といって、学術研究、アカデミックな研究であれば、研究者はもっぱら個人的な興味関心に基づいて研究を行っているように見えるかもしれないが、現実はその単純ではない。学会で認められるには自分の興味は差し置いて、まずは評価される研究をせねばならない場合も多々あるし、自分の興味関心を学会のパラダイムに合わせることで納得する場合もある。新たな知見を加えることを善とする Something-newism という言葉があるが（村上1994）、突拍子もない something-new を出しても無視されるだけであり、何が科学者集団にとって意味のある something-new なのかを知る必要があり、そのためには単に個人的な好奇心だけでやっていけるわけではない。

とりわけ研究助成金の配分は科学者集団の評価に基づくことも多いので、科学者集団での評価を得なければ研究も続けられないし、学者は科学者集団で受ける研究をするように迫られる。こうして資源配分を通じて、研究の方向の決定に科学者集団が大きな影響を

及ぼす。

また、学者は科学者集団の規範に拘束されるといわれる。学者は研究訓練を通じて、科学者集団の独自の規範（norm）、科学的エトス（scientific ethos）を身に付ける。ロバート・マートンは、科学の制度的目標は確証された知識の増大であり、科学制度は独自のエトスを有するとして公有制（Communalism）、普遍主義（Universalism）、利害の超越（Disinterestedness）、系統的懐疑主義（Organized Skepticism）をあげた。頭文字をとって CUDOS と呼ばれる⁽²³⁾。

専門分野のことをディシプリン（discipline）というが、ディシプリンはもともと躰（しつけ）や物差しを指す。学者になるには、それぞれの専門分野での長い訓練を経て、ものの考え方や物差しを身に付けることでその分野で活動ができるようになる。そこで身につけなければならないものには、パラダイムや科学の規範が含まれる。

先に述べた「認知」は科学者集団でしか獲得できず、一般社会では獲得できないので、学者は科学者集団の外の政治的・経済的な利害関心によって影響を受けることは比較的少なく、研究に邁進することができるが、科学者集団からの制約を受ける。このように科学者集団は、外に対して科学者集団の自律性を求める一方で、内に対して構成員の統制を行う。それがあからこそ社会は自律性を認めているとも言えよう。

科学者集団が個人を制約するという問題が顕著に表れてくるのは、20世紀特に戦後である。第二次世界大戦は多くの国々で科学者が戦争に動員される科学動員が進んだ。マンハッタン計画（原子爆弾開発計画）が典型であり、それがもたらした結果に基礎科学者である原子物理者たちも大きな衝撃を受けた。いわゆる「科学者の社会的責任」が問われる時代になった。日本では日本学術会議が1950年に「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」を公表した。世界的にも科学者は研究の自由を享受するだけではなく、社会に対して研究の成果がもたらす可能性のある事態や危険性を指摘する責任があるとして、科学者の平和運動である「パグウォッシュ会議」（1957年～）などが開かれた。ただし、この頃の科学者の社会的責任論はまだ控えめであった。なかには科学者の研究の自由そのものを問題視するようなものもあったが、パグウォッシュ会議に見られるように、「科学」と「技術」の分離にたった考えが主流で、基礎的な科学研究の成果が技術に応用されるという認識から、基礎科学の研究それ自体ではなく、それが応用された場合に問題が生じるとされた（横山2018）。いわゆる製造物責任は、

「学問の自由」の相対性

基礎研究には問われない、そのため研究の自由は制約されないという考えである。

しかし、20世紀後半とりわけ1970年代以降は生命科学、バイオ・サイエンスと情報科学の時代となり、新しい医療技術や遺伝子組み換え技術などにより人間の誕生や死にかかわる常識では想定していなかったことが様々に可能になり、なおかつこれらの領域では科学研究と技術開発が同時進行的に進められる度合いが増した結果、基礎研究そのものを研究規制しなければならぬといった議論も出てきた（横山 2018）。先の製造物責任でいえば、科学者は自分たちが作り出す製造物に対する責任を負わねばならない時代になってきた。アシマロ会議（1975年）などをきっかけに、各国で研究規制のガイドラインが作られるようになった。また、被験者の人権保護という観点から医学や心理学での研究倫理が強調されるようになった。

こうした事態に対して、政府が法的に研究を規制するやり方もある。学問の自由を謳う大学が率先して研究倫理規程を作成することもあるし、他方で専門家集団としての科学者集団も、研究の自由を標榜する以上、また科学者集団の自律性を維持するためにも、自ら研究規制に関わる必要が出てきたのである。研究規

制では、法的規制がガイドラインや倫理指針かなどの論議が続いているが、いずれにしてもそれぞれの専門分野の専門家集団である科学者集団の役割が求められる状況にある。

5. 結論

「誰にとっての自由なのか」「何からの自由なのか」という観点から、これまでの内容をまとめたものが表1である。「狭義の学問の自由」は19世紀ドイツで形成されたのに対して、「大学の自治」は12世紀に団体・法人として大学が誕生した時に形成され、ただしそれは19世紀に国家施設型の大学の自治へと変容し、また「科学者集団の自律性」は専門職業化とともに19世紀に形成された。従って狭義の「学問の自由」も、「大学の自治」も、「科学者集団の自律性」も、出処が違おうし、12世紀の「大学の自治」と19世紀の国家施設型「大学の自治」は同じものではない。

これらは大学や科学者集団の組織の外部に対する自由、自治、自律を求めるものであったが、制度化・組織化した学問においては、特に20世紀になって、学者・研究者個人が、大学や科学者集団に対する自由を要求せざるを得ない場面も出てきた（19世紀型と異なるア

表1 「学問の自由」に関わる概念や議論の位置

	誰の自由か			時代	
	学者個人	科学者集団	機関（大学）		
何からの自由か	労働・実践	リベラルアーツ	—	—	古代
	都市・王権	—	—	組合・団体法人としての大学の誕生	12世紀
	大学（スコラ学）	科学革命	—	—	16-17世紀
	宗教・教会	科学と宗教の闘争 聖俗革命（啓蒙主義）	—	—	17-18世紀
	近代国家	ドイツ「学問のための学問」 「学問の自由」	—	国家施設型「大学の自治」	19世紀
	国家・社会	—	科学の専門職業化 科学者集団の自律化	—	19-20世紀
	大学（理事会）	米コーポレート型大学 デニユア、シエアド・ガバナンス	—	—	20世紀
	国家（戦前日本）	—	—	日本的「大学の自治」	戦前
	国家・独占資本（戦後日本）	—	民主主義科学、国民的科学、 日本学術会議	日本的「大学の自治」	戦後
	科学者集団	アシマロ会議	—	—	戦後
	科学者集団・大学・政府	研究規制・研究倫理	—	—	現代
	政府	—	—	法人化による 大学の自律性	現代
	大学	大学経営強化 ガバナンス改革	—	—	現代
政府	—	日本学術会議問題	—	現代	

注：〇〇からの自由、だけでなく、〇〇からの自由を考えざるを得ない制約や事象についても挙げている。

メリカ的な、コーポレート型大学における「学問の自由」は早くにこの要素を持っていたと言える）。この最後のところは、わかりやすく図示すると図1のようになる。

大学の自治は、個人の学問の自由を守るための組織的な基盤であるし、圧力団体としての科学者集団は構成員である学者の自由を守ることを目的とする。従って、個人の学問の自由は、大学の自治が強化されれば高まるし、科学者集団の自律性が高まれば高まる。いわば個人と組織とが同方向を向いているわけであり、大学の自治や科学者集団の自律性が守られれば自動的に個人の学問の自由が守られることになる。これを「予定調和型」の関係と呼んでおこう。

他方で、科学者集団が組織化されると、学者個人を拘束するようになる。パラダイムも、ディブリンも、規範、報償体系もみな学者を拘束するが、直接に研究規制も行われる。専門家集団として、研究成果がもたらす問題については一般の人より相対的に予知が可能であり、自律性を保つべき専門家集団は自らを規制して、社会から信頼を得なければ、自律性そのものを失う。また、大学は、すでに12世紀大学の誕生時には、構成員に対する内部統制を厳しくしていたし、アメリカの理事会中心の大学経営や、ガバナンス改革によって大学の機関としての経営力を強化すれば、経営の観点から当然構成員である大学教員の行動を制約する。つまり、大学の自治や自律性の強化、科学者集団の自律性を維持強化しようと思えば、それは個人の学問の自由の制限になることもあり得る。これを「トレードオフ型」と呼んでおこう。

このように、個人と組織との関係で、学問の自由について、予定調和的な場合と、トレードオフにな

る場合がある。社会の中に単に個人がいるだけの場合は、このようなややこしいことは起こらないが、個人の自由を守るための中間組織が生まれると、その中間組織と個人との間に関係性が発生する。トレードオフ型の場合は、一方で中間組織が個人の学問の自由を守るために存在しながら、他方で個人の自由を奪う場合もあり得る。かくて学問の自由は「誰の自由なのか」「何からの自由なのか」を考えれば、相対的なものになってしまう。

以上のように考えると、日本学術会議は、軍事研究を規制して学問の自由を奪っていると批判されたら、その通りであり、科学者集団としては当然のことだと答えるべきだろう。軍事研究の是非は別の問題であるが、研究規制自体は科学者集団としては当然やらねばならないことだからだ。とはいえ学術会議として学問の自由の相対性に言及するのは現実には難しいであろうから、その点で言い争うべきではないと思う。日本学術会議には、その自律性を守るために学問の自由を盾に取るのではなく、学問の自由を守るためにこそ、その盾となるべく政治力を含めた独立性・自律性をたかめることに注力してほしい（結果的にそれが学問の自由に資する）。それは科学者集団の自律性の問題であり、科学のガバナンスの問題であり、そこに関する検討や取組みが必要であろう。

他方で、本稿は学問の自由を否定するものではなく、むしろ中間組織の自治や自律性だけでなく、組織に対する個人の自由をもっと論議しなければならないときにきていると思われる。とくに研究規制において科学者集団の役割が強く求められ、また大学の経営主導が強化される現在では、学問の自由の問題はそこにもあるからだ。

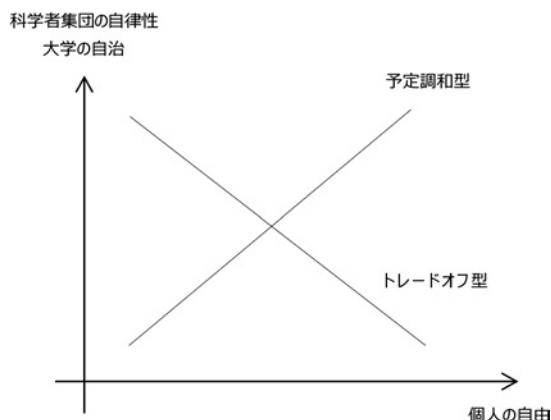


図1 個人の自由と集団の自律性・自治との関係

〔注〕

- (1) 科学の分類については、例えば吉岡（1991，第1章）を参照。
- (2) 例えば、高木（1998）によれば、「大学における『学問の自由』の芽生えは、1694年に創設された Halle 大学や1737年創立の Göttingen 大学においてすらみられ」「1809年の Berlin 大学の創設によって確立するとともに、1849年制定の Frankfurt 憲法や1850年制定の Preußen 憲法の中に憲法規定として採り入れられた」（3頁）。また、アメリカ高等教育事典の Academic Freedom の項目によれば（Brown II and Baez 2002）、学問の自由は19世紀に、そしてドイツの大学の「哲学する自由（libertas philosophandi, または freedom of philosophizing）」に対する強い要求にまでさかのぼる（p.8）。ドイツの教授たちは、学問の自由と言えば、「学ぶ自由（lernfreiheit）」と「研究する自由（lehrfreiheit）」を念頭に置き、その双方がアメリカの学問の自由という概念の基礎を形成した（p.8）。
- (3) 知識と技術の分離については、古川（1989，68頁）、メイソン（訳書1955，148-59）を参照。
- (4) 古川（1989，第3章）。科学革命については、バターフィールド（訳書 1978）、アカデミーについては隠岐（2011）等を参照。
- (5) 村上（1982）、古川（1989，第1章）等。
- (6) 注1にあげたように、高木（1998）によれば、17世紀末のハレ大学や18世前半のゲッティンゲン大学で既にみられるものであった。
- (7) ドイツの大学が学問研究のセンターになった要因としては、上記の理念的要因よりもむしろ、実験室やゼミナールなどの組織的発明、競争的な私講師制、ベン＝デーヴィッド（1974）の州間の競争などが大きかったであろうことは納得できるが、問題なのは、そもそも自然科学が大学に位置を確保できたのはなぜかということである。
- (8) 1820年代及び1830年代にはすでに、哲学（人文学など）の優位的地位は自然科学によって崩されていた（メツガー訳書 1980，511頁）。
- (9) フンボルトの理念が神話であったという見方もある（潮木 2007）。
- (10) 実際に自由であったのかどうかは議論の分かれるところで、実は大学内での自由と比べて大学外の自由は限定されていたとも考えられている（メツガー訳書 1980，522-30頁）。
- (11) 高木（1998）の枠組みでいえば、「コーポレート型」は「団体（集団）的性格」が強く、「国家施設型」は「営造的な性格」が強いということになる。大学の自治は、前者を規定する「大学の自由」の理念と、後者を規定する「国家の統制」の理念との均衡の上に立っていると看做す。また、島田（1990）は、国家的原理と団体的原理と呼んだ。
- (12) 例えばアルトホーフ（潮木 1993）など。
- (13) イギリスでも、政府資金拡大による国家施設化に対して、1919年創設の大学補助金委員会（UGC）が政府と大学の緩衝装置となったが、その背景に大学の自治の考え方があった。だが、もともと大陸ほど国家統制が強いわけではなく、イギリスは大陸とアメリカの中間に位置していたと言えよう。
- (14) 実際に大学の自治が確立したという意味ではない。政府統制の傘の下で、大学内部の運営上の自由があったという程度で（注8）、大学外部に対する自治は実際には限定的であったというべきだろう。
- (15) 広重（1960）、日本科学史学会編（1964）等を参照。
- (16) 広重は、科学の自律性を脅かす「科学の体制化」を批判しつつも、「科学の前線配置」という概念をもちだし、科学はオートノマスに発展しているように見えるが、科学の向かう方向、その前線配置は社会的条件に規定され、「現在の基礎科学は、第二次大戦以来の体制化の進行のなかで形成されたのである。それは戦争と経済成長の刻印を深く受けている」（1973，332頁）として、旧左翼が守ろうとする科学の自律性は幻想であることを示し、（体制化した）自律性そのものへの批判へ向かった。
- (17) 制度化、組織化は、専門職業化を通じて、社会の中で集団（組織）として一定の位置を占め、社会的な機能を有し、その結果一つの社会制度になった状態をいう。ここでは12世紀の大学の誕生も、19世紀の科学の制度化もその例として考えている。
- (18) ドイツの影響が大きいのが、アメリカからドイツへの留学生たちに見えたのも、実際には大学の自治より、大学内部に限定された狭義の学問の自由であったというべきだろう。
- (19) メツガー（訳書 1980，第10章）。

- (20) Gerber (2014) 参照。ただし同時に Gerber (2014) によれば、1970年代以降ガバナンスの「市場モデル」が教員ガバナンスを弱体化させてきた。
- (21) アメリカでも政府に対する大学の自律性が問題にならなかったわけではない。ただしかつての軍産学複合体に対する批判はむしろ複合体の一部となった大学へ向かったし、州立大学の授業料額の設定や予算をめぐる州政府との問題も政府と大学が対決するような問題ではなかった。また、例えばニューヨーク州立大学システム(SUNY)で、州が内外の問題解決のために州立大学を動員しようとして州立大学システムの理事会を通じて影響力を強めているが(Lane & Johnston (eds.) 2013), それを排除すべく大学の自治が問題とされているわけではない。
- (22) 科学者集団の自律性については、解釈としても、また現実的にも（現実が変化していることも含めて）幅がある(阿曾沼 1998)。
- (23) マーソンの科学社会学については、Merton (1973), 有本 (1987) 等を参照。

【参考文献】

- 赤羽良一 2018. 「学問の自由」 児玉善仁（編集代表）『大学事典』平凡社, 13-8頁.
- 阿曾沼明裕 1998. 「学者共同体の閉鎖性と開放性—科学社会的考察の概観—」『大学研究』, 207-28頁.
- 阿曾沼明裕 2014. 『アメリカ研究大学の大学院—多様性の基盤を探る』名古屋大学出版会.
- 有本章 1987. 『マーソン科学社会学の研究—そのパラダイムの形成と展開』福村出版.
- 潮木守一 1993. 『ドイツ近代科学を支えた官僚—影の文部大臣アルトホーフ』中央公論新社.
- 潮木守一 2007. 「フンボルト理念とは神話だったのか—パレチェック仮説との対話—」『大学論集』第38集, 広島大学高等教育研究開発センター, 171-187頁.
- 隠岐さやか 2011. 『科学アカデミーと「有用な科学」—フォントネルの夢からコンドルセのユートピアへ—』名古屋大学出版会.
- 金子元久 2010. 「大学の設置形態—歴史的背景・類型・課題—」『大学の設置形態に関する調査研究』国立大学財務・経営センター.
- ギボンズ, M. & ウィットロック, B. 遍 (吉岡齊・白鳥紀一監訳) 1991. 『商品としての科学：開放的な

- 学者共同体への脅威』吉岡書店（原書 1985）.
- クーン, T. (中山茂訳) 1971. 『科学革命の構造』みすず書房（原書 1970）.
- 児玉善仁（編集代表）2018. 『大学事典』平凡社.
- 坂本賢三 1983a. 「学問の分類」伊東俊太郎・坂本賢三・山田慶児・村上陽一郎編『科学史技術史辞典』弘文堂, 189頁.
- 島田雄次郎 1990. 『ヨーロッパの大学』玉川大学出版部.
- シェルスキー, H. (田中昭徳・阿部勤也・中川勇治訳) 1970. 『大学の孤独と自由』未来社（原書 1963）.
- 高木英明 1998. 『大学の法的地位と自治機構に関する研究—ドイツ・アメリカ・日本の場合—』多賀出版.
- 斎藤泰雄 2018. 「大学の自治」 児玉善仁（編集代表）『大学事典』平凡社, 11-3頁.
- 佐野正博 1989. 「科学をめぐるイデオロギーの形成—科学・技術についての19世紀における社会的意識—」成定薫・佐野正博・塚原修一編著『制度としての科学—科学の社会学』木鐸社, 15-42頁.
- 中山茂 1974. 『歴史としての学問』中央公論社.
- 成定薫 1982. 「欧米における科学の制度化と大学改革—フランス, ドイツ, イギリス, アメリカ—」渡辺正雄編『科学の世界』共立出版, 216-239頁.
- 日本科学史学会編 1964. 『日本科学技術史大系』第5巻通史5, 第一法規出版.
- バタフィールド, ハーバート (渡辺正雄訳) 1978. 『近代科学の誕生 (上・下)』講談社.
- バナール, J.D. (坂田昌一他訳) 1981. 『科学の社会的機能』勤草書房（原書 1939）.
- ホフスタッター, R. (井門富二夫, 藤田文子訳) 1980. 『学問の自由の歴史1—カレッジの時代—』東京大学出版会.
- ポラニー, M. (長尾史郎訳) 1988. 『自由の論理』ハーベスト社（原書1951）.
- 広重徹 1960. 『戦後日本の科学運動』中央公論社.
- 広重徹 1973. 『科学の社会史—近代日本の科学体制—』中央公論社.
- 古川安 1989. 『科学の社会史—ルネサンスから20世紀まで—』南窓社.
- ベン＝デービッド, ヨセフ (潮木守一・天野郁夫訳) 1974. 『科学の社会学』至誠堂（原書 1971）.
- 村上陽一郎 1976. 『近代科学と聖俗革命』新曜社.
- 村上陽一郎 1982. 『科学史の逆遠近法—ルネサンスの再評価—』中央公論新社.
- 村上陽一郎 1986. 『技術とは何か—科学と人間の視

- 点から』日本放送出版協会。
- 村上陽一郎 1994. 『科学者とは何か』新潮社。
- 村上陽一郎 2020a. 「学術会議問題は「学問の自由」が論点であるべきなのか？」『WirelessWire News』2020.10.07. (<https://wirelesswire.jp/2020/10/77680/> <2020年11月21日アクセス>).
- 村上陽一郎 2020b. 「続・学術会議問題 手続きの合理性と学問の自由は別次元にある」『WirelessWire News』2020.10.13. (<https://wirelesswire.jp/2020/10/77712/> <2020年11月21日アクセス>).
- メイソン, S. (矢島祐利訳) 1955 『科学の歴史』上, 岩波書店 (原書 1953).
- メツガー, W. P. (新川健三郎・岩野一郎訳) 1980. 『学問の自由の歴史2 ユニバーシティの時代』東京大学出版会 (原書 1961).
- 横山輝雄 2018. 「科学哲学の現代的課題」『科学・技術研究』第7巻1号, 5-14頁.
- 吉岡齊 1991. 『科学文明の暴走過程』海鳴社.
- 吉田忠 1980. 『科学と社会—科学の専門職業化と制度化—』村上陽一郎編 『知の革命史1 科学史の哲学』朝倉書店, 93-171頁.
- Brown II, M.Christpher, and Baez, Benjamin, 2002. “Academic Freedom.” In *Higher Education in the United States: An Encyclopedia*. Volume I, eds. James J. F. and Kinser, Kevin, 8-12. Santa Barbara: ABC-CLIO.
- Geiger, Roger L. 1986. *To Advance Knowledge: The Growth of American Research Universities, 1900-1940*. New York: Oxford University Press.
- Gerber, Larry G. 2014. *The Rise and Decline of Faculty Governance: Professionalization and the Modern American University*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Lane, J.E. & Johnston, D.B. (eds.) 2013. *Higher Education Systems 3.0: Harnessing Systemness; Delivering Performance*. Albany, NY: SUNY Press.
- Merton, Robert K. 1973. *The Sociology of Science*. Chicago: The University of Chicago Press.

Relativity of “Academic Freedom”

—Academic Freedom, University Autonomy, and Autonomy of Scientific Communities—

Akihiro ASONUMA*

A recent controversy in Japan emerged when the Japanese government refused to appoint six candidates recommended by the Science Council of Japan. The media, as well as leading intellectuals and scholars criticized the government for impinging on “academic freedom.” On the other side of the argument accuses the Science Council of Japan of disregarding “academic freedom” regarding military research. How the public should interpret this issue is what this research hopes to clarify. In particular, this investigation explores the question of “who is free” and “from what he/she(they) is (are) free.”

Debates on the subject of “academic freedom” are often complicated, pointing to no clear conclusion. I suggest that the distinction between an individual’s freedom and organizational autonomy has not been adequately discerned. In this investigation, the notions of “freedom to study,” “freedom to publish,” and “freedom to teach” for individual scholars is defined as “academic freedom” in a narrow sense. On the other hand, “university autonomy” and “autonomy of scientific communities” are regarded as “academic freedom” in a broad sense.

Firstly, this paper describes the process of the formation and transformation of “academic freedom,” “university autonomy,” and “autonomy of scientific communities” from the perspectives of “who is free” and “from what he/she(they) is(are) free.” Next is an analysis of how universities and scientific communities have constrained the academic freedom of the individual scholar. The results suggest that “academic freedom” is a relative concept, not one with an absolute value. University autonomy and autonomy of scientific communities are consensually important, yet the clear relationship between those organizations and the individual scholars within seem an issue to be addressed.

* Professor, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University